（別紙）その２

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との

契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

(１) 自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | | 円×１台  ＝ 　円 | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台  ＝ 　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台  ＝ 　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台  ＝ 　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台  ＝ 　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 計 | |  |  | 円 |  |

備考

１　「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。